

秋田県後期高齢者医療広域連合会計管理者事務決裁規程

平成19年3月27日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県後期高齢者医療広域連合会計管理者の権限に属する事務について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事務決裁の適正化を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者又は会計室長が会計管理者の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 会計室長がこの規定に定めるところにより会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会計管理者又は専決者不在のとき、会計管理者又は専決者に代わって決裁することをいう。
- (4) 決定 会計室長が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- (5) 代理決定 決定者が不在のとき、その者に代わってその意思を決定することをいう。
- (6) 不在 会計管理者若しくは専決者又は決定者が出張又は休暇その他の理由により決裁又は決定することができない状態にあることをいう。

(専決事項)

第3条 会計室長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年訓令第2号）別表第2の1の表第1号から第4号まで、第6号、第7号イ、第9号ウ、第11号ウ、第12号アからウまで、第14号ア、第19号アからウまで、第20号、第23号イおよび第27号の専決事項に係る経費の支出ならびに過誤納金の払出しに関すること。
- (2) 1件の金額が、500万円未満の歳計現金の支出（前号に掲げるものを除く。）に関すること。
- (3) 1件の金額が、500万円未満の歳入歳出外現金の払出しに関すること。
- (4) 1件の金額が、500万円未満の基金（用品調達基金を除く。）に属する現金の支出に関すること。
- (5) 用品調達基金に属する現金の支出に関すること。
- (6) 歳入調定通知書、振替命令書、科目更正等の事務処理に関すること。
- (7) 資金前途等の精算に関すること。

(代決)

第4条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、会計室長が代決する。

2 会計室長が専決すべき事項について、会計室長が不在のときは、広域連合長が指定した職員が代決する。

(代決の制限)

第5条 重要又は異例に属する事項、疑義ある事項、緊急に処理することを要しない事項又はあらかじめ指示を受けた事項については、前条の規定にかかわらず代決することができない。

(代理決定)

第6条 会計室長が決定すべき事項について、会計室長が不在のときは、広域連合長が指定した職員が代理決定する。

(代決等の報告)

第7条 第4条又は前条の規定に基づき代決又は代理決定したときは、速やかに会計管理者若しくは専決者又は決定者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。